

納税通知書 よくあるご質問

手放したはずの自動車の納税通知書が届いた場合は

運輸支局等での移転登録又は抹消登録はお済みでしょうか。自動車税（種別割）は毎年 4 月 1 日現在の所有者（割賦販売のときは使用者）に課税されます。登録手続きをしないと、今後もあなたに自動車税（種別割）が課税されます。登録手続きが済んでいるかどうか、売却先等に確認してください。

なお、4 月 1 日以降に自動車を移転登録された場合には、当該年度の自動車税（種別割）は旧所有者に年税額が課税されます。

納税通知書の送付先住所を変更するには

運輸支局等において、自動車検査証に記載される住所の変更登録手続きを行ってください。直ちに登録の変更ができない場合は、インターネット（下記参照）でお手続きいただくか、大阪自動車税事務所まで文書を郵送いただきますようお願いいたします。住民票を移しただけでは、新住所へ納税通知書は送付されませんのでご注意ください。

【インターネットによる手続】

府税のホームページから住所変更の手続きができます。
なお、住所変更の入力には自動車の「登録番号」及び「車台番号（下 4 桁）」が必要となります。

＜ホームページはこちらから＞

大阪府 自動車税（種別割）住所変更届

検索

※右記のQRコードを読み取ること
でもアクセスできます。



【郵送による手続】

送付先 〒543-8511 大阪市天王寺区伶人町 2 番 7 号
大阪自動車税事務所 行

記載例

住所変更届

- ・車の登録番号
(ナンバープレート番号)
- ・氏名(ふりがな)
- ・生年月日
- ・新住所
(アパート、マンション名等)
- ・電話番号
- ・旧住所

自動車の登録についてのお問合せは運輸支局まで

近畿運輸局大阪運輸支局	050-5540-2058
同支局なにわ自動車検査登録事務所	050-5540-2059
同支局和泉自動車検査登録事務所	050-5540-2060

オペレーター対応は開庁日の 8:30 から 17:15 まで。自動音声案内は 24 時間ご利用になれます。

※近畿運輸局のホームページもご利用ください。 <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>